第7次羽村市議会改革推進委員会の検討結果 について(前期報告)

令和3年4月

羽村市議会 議会改革推進委員会

り

I はじめに ······	2
Ⅱ 検討事項とした提案項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 前期に検討した提案項目	
(1)議会からの情報発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
①議員からのSNSによる情報発信について	
(2)議会運営 ······	4
①議会のペーパーレス化とパソコン・タブレットの導入	
②議会事務局機能の強化	
(3)本会議 ······	4
①本会議を午前9時30分に開会	
②一般質問答弁書の事前入手	
(4)委員会等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
①委員会ファイルの作成について	
(5) その他の事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
①「実物投影機」の購入	
②プリンター付パソコンの常備	
③議会費の削減	
④議場への飲料水などの持ち込み許可	
2 前期に検討に至らなかった提案項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Ⅲ 審議経過、委員名簿 ····································	7
Ⅳ 羽村市議会改革推進委員会要綱	8

I はじめに

羽村市議会では、平成16年に議会改革検討委員会を設置し、第1次となる改革を実施して以来、その後も第6次にわたって継続的に改革を推進し、これまで着実に成果をあげてきました。

平成12年に地方分権一括法が施行され、国からの機関委任事務が廃止されて以来、 今日、地方自治体には自主・自立、自己決定・自己責任による行政運営が求められてい ます。

また、議会をめぐっては、地方自治法の改正が逐次行われており、議会の果たす役割はますます重要になってきています。このような状況の中、本委員会は第7次の改革に向けて、議長からの諮問を受け、地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について、各会派から改革が必要であると考えられる事項について提案を受け、全議員の参加のもとに検討を進め、全会一致を基本原則に提案事項について討議・整理を行い、検討を重ねました。このことにより、全議員による活発な討議を通じて「開かれた議会」について共通理解を深めることができました。

これらの検討すべき項目については、内容に応じて次年度以降に短期間に解決すべき課題を「短期」、数年のうちを目途に解決すべき課題を「中期」に、長期的に解決すべき課題を「長期」に分類し、検討を重ねてきました。

令和2年度は世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、本委員会も開催中止を余儀なくされ、十分な検討時間を確保できず、年度内に提案された検討項目すべてについて、結論を出すまでには至りませんでした。

本来ならすべての検討項目について、結論を導き出し、答申書を提出すべきところですが、令和3年1月には緊急事態宣言が再度発出されたことから、令和2年度末を一定の区切りとし、これまでの検討部分についてとりまとめて報告することとしました。検討に至らなかった項目については、後期に申し送ることといたします。

正副議長におかれては、この報告に基づき、実現に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

Ⅱ 検討事項とした提案項目

令和2年2月に6会派から提出された39件の提案項目を整理・精選し、1項目の取下 げを除き、検討事項とした項目について、内容に応じて次年度以降に速やかに解決すべき 課題を「短期」、数年のうちを目途に解決すべき課題を「中期」に、長期的に解決すべき課題を「長期」に分類した。

1 前期に検討した提案項目

分 類	提案事項	検討期間	検討結果	
議会からの情報 発信	議員からのSNSによる情報発信	短期	現行どおり	
議会運営	議会のペーパーレス化とパソコン・ タブレットの導入	短期	現行どおり	
十 △举	本会議を午前9時30分に開会	短期	一部実施	
本会議	一般質問答弁書の事前入手	短期	実施を要望	
委員会等	委員会ファイルの作成	短期	実施	
	「実物投影機」の購入	短期	現行どおり	
その他の事項	プリンター付パソコンの常備	短期	現行どおり	
	議会費の削減	短期	一部実施	
	議場への飲料水などの持ち込み許可	短期	現行どおり	

(1) 議会からの情報発信

① 議員からのSNSによる情報発信

議会等の活動を随時 SNS で発信していくことに対し、検討を行った。

検討結果

O 議会改革推進委員会から広報委員会に検討を依頼した。その結果、他市のSNS利用状況を見ても閲覧数が決して多くない状況であり、令和4年度予算化に向けては、効果等を検証・協議していく時間が必要であるとの報告を受け、現行どおりとし、後期に申し送ることとした。

(2) 議会運営

① 議会のペーパーレス化とパソコン・タブレットの導入

ペーパーレス促進の面から議場への持ち込みを可とすることや導入に向けての検討を行った。

検討結果

○ 公費でのパソコンやタブレット導入に向けた反対意見はなかった。しかし、議場に WiFi 環境がなく、費用面で最適化できる導入までには時間を要するため、私物の持ち込みについて、一定のルールを設けた上で認めたらどうかという意見が出され、反対意見も出されたため、現行どおりとした。

今後、私物の持ち込みのルール化や公費導入に向けた調査・研究を議会運営委 員会委員で行っていくこととした。

(3) 本会議

① 本会議を午前9時30分に開会

会議時間を延長することなく、十分な審議時間を確保するため、本会議を午前9時30分に開会することについて、検討を行った。

検討結果

O 現在、市長の所信表明や一般質問を行う初日において、会議時間を延長していることが多いことから、職員の働き方改革の面からも本会議初日のみ開会時間を 30分早め、現行の午前10時から午前9時30分とすべきとの意見が出された。

招集権者は市長であるが、開会時刻は議長が決めることが可能なため、会議規 則は改正せずに初日の招集時刻を必要に応じて議長が議運に諮って決めること として、全会一致で決定した。

② 一般質問答弁書の事前入手

一般質問答弁書の事前入手について、再質問を深めたり、割当時間をより有効に 活用するため、検討を行った。

検討結果

○ 数値等は事前に入手できるため、事前入手の必要性は低いという意見も出たが、答弁が聞き取れないことや聞き間違いもあることから、権限や強制力がないことを踏まえた上で、檀上での質問時間終了時点には確認できるよう執行機関に要求することを全会一致で決定した。

(4) 委員会等

① 委員会ファイルの作成

常任委員会の行政視察時に、入手した資料等を議員間で共有することについて、検討を行った。

検討結果

O 行政視察以外の調査資料も含め、委員会毎のファイルを作成し、共有すること について、全会一致で決定した。

(5) その他の事項

①「実物投影機」の購入

議場内において、傍聴席からだけでなく、議員席や市長部局からも視認できるよう、実物投影機やスクリーンを設置し、分かりやすい一般質問等を可能にすることについて、検討を行った。

検討結果

○ 現状では費用算定ができていないことや議場の映像画質が高くないとの意見や 会議録への記載方法の課題もあり、導入について意見は一致しなかった。ただし、 視覚的に見せやすい仕組みについて、課題として考えていくべきとの意見が出され、 記録として加えられた。

② プリンター付パソコンの常備

会派控室内において常時使用できるプリンターに接続されたパソコンを常備する ことについて、検討を行った。

検討結果

○ プリンターの需要が高いのであれば、現状のコピー複合機のドライバをインストールしてはどうかという意見や議会のペーパーレス化に逆行するとの意見が出され、意見は一致しなかった。

③ 議会費の削減

市の財政状況も考慮し、削減できる部分は削減し、行動で示していくべきとの意見が出た一方、議会権能の強化の面から予算を減らすべきでないとの意見も出され、科目別に検討を行うこととした。

検討結果

- 議長交際費は、実績に基づき減額
- 行政視察の職員随行を廃止、令和3年度の行政視察は委員会毎に実施を判断
- 令和3年度の政務活動費の執行は各会派の判断とし、新型コロナウイルス感染 症の感染状況に応じた対応をとることとした。

④ 議場への飲料水などの持ち込み許可

現在、議場では演壇のみ水差しが用意されているが、エコや健康面から飲料水の 携行が今や一般的となっている。議場内においても衛生面に配慮をした上で、飲料 水の持ち込みを許可することについて、検討を行った。

検討結果

○ 議会運営委員会委員で今後、パソコンやタブレットの持ち込みのルール化や公 費導入に向けた調査・研究を行う際に、議場への飲料水の持ち込み許可について も協議することとした。

2 前期に検討に至らなかった提案項目

分 類	提案事項	検討期間
議会からの情報 発信	議会のトビラに再質問の掲載	中期
	議会基本条例の制定	長期
	議会のミッションロードマップ作製	長期
議会運営	災害対策、財政、区画整理、産業振興などの各議員の関心の高いテーマについて、できる限り、委員会や議員全員の場での意見交換、議員間討議の場をもつこと。一致点について、執行機関へ提案を行うこと。	長期
	会議日程の見直し	長期
本会議	一般質問の通告時間を従来の答弁を含む方式に質 問のみの方式を加え、通告者が選択する。	長期
	議会として事務事業を評価する。	短期
	委員会での委員間討議の導入	短期
委員会等	委員会への参考人招致に備えた予算の確保	短期
	委員会での請願・陳情審査の場合に参考人として 提出者の出席を求めることをデフォルト(標準)と する。	短期
	議員報酬に関する検討	長期
その他の事項	若者の政治参画の促進策検討	長期
	議員の女性比率向上策の検討	長期

Ⅲ 審議経過、委員名簿

(審議経過)

回 数	開催日	審議内容
第1回	令和元年 12 月 19 日	正副委員長の互選、議長からの諮問、今後の進
		め方、答申時期、各会派提案事項等
第2回	令和2年2月13日	提案事項の検討
第3回	令和2年3月24日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催
		中止
	令和2年7月27日	提案事項の検討
第4回	令和2年8月24日	提案事項の検討
第5回	令和2年9月24日	提案事項の検討
第6回	令和2年10月13日	提案事項の検討
第7回	令和2年11月24日	提案事項の検討
第8回	令和2年12月15日	提案事項の検討
第9回	令和3年1月12日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催
		中止

(委員名簿)

(令和3年3月1日現在)

	177				`	14 11 0 1		
氏	名			役			職	
秋山	義徳	委	員					
梶	正明	委	員					
高田	和登	委	員					
浜 中	順	委	員					
印南	修太	委	員					
冨 松	崇	委	員 長					
富永	訓正	委	員					
鈴木	拓也	副	委員長					
大塚	あかね	委	員					
西川	美佐保	委	員					
山崎	陽一	委	員					
馳平	耕三	委	員					
石居	尚郎	委	員					
濱中	俊 男	委	員					
水野	義裕	委	員					
門間	淑子	委	員					

IV 羽村市議会改革推進委員会要綱

羽村市議会改革推進委員会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査 及び検討を行うため、羽村市議会改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置 く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査 及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、16人の委員をもって組織する。
- 2 委員は、正副議長を除く議員とする。
- 3 委員の任期は、議員の任期とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき は、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。 (庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。